

制定 令和8年3月24日

このガイドラインは、松山市内の不登校児童生徒に対し、適切な支援を行っている学校外の民間施設として、松山市教育委員会（以下「市教委」という。）が認定する基準について、必要な事項を定めるものとする。

【認定基準】

1 運営主体・事業運営について

- (1) 不登校児童生徒を通所させる常設の施設を有し、相談・指導等を行うとともに、当該不登校児童生徒及びその保護者に対する相談等の支援を行っていること。
- (2) フリースクール等の運営主体（以下「運営事業者」という。）が、次の条件を全て満たしていること。
 - ア 政治活動又は宗教活動を主たる目的としていないこと。
 - イ 納税義務者にあつては、納税すべき税金を完納していること。
 - ウ 運営事業者又は運営事業者の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、松山市暴力団排除条例（平成22年条例第32号）第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）でないこと。
 - エ 法人・個人を問わないが、継続的な運営に著しい支障がない程度の財務状況であること。
 - オ 不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し、理解と知識又は経験を有し、かつ、一定の社会的信頼を有していること。
- (3) 事業の目的が、不登校児童生徒の学校への復帰を妨げるものではないこと。
- (4) 著しく営利本位でなく、保護者に対し、入会金、授業料等の経済的な負担について、適切な情報提供がなされていること。
- (5) 学校の課業時間内に不登校児童生徒の受入れができること。
- (6) 不登校児童生徒が通所可能な施設を愛媛県内に有していること。
- (7) 災害・防犯に関する訓練を実施するなど、不登校児童生徒等の安全確保に努めている

こと。

2 連携・協力について

- (1) 不登校児童生徒が在籍する学校に通所の状況等を定期的に情報提供し、児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報を交換するなど、連携・協力関係を構築していること。
- (2) 保護者に相談・指導等の状況等を定期的に連絡するなど、連携・協力関係を構築していること。

3 相談・指導等のあり方について

- (1) 不登校児童生徒の受入れに当たって面接を行うなどして、適切に不登校児童生徒の状況を把握していること。
- (2) 我が国の学校教育制度を踏まえながら、個人の置かれている状況に配慮した計画的な相談・指導等を行っていること。
- (3) 体罰等の不適切な指導がなく、不登校児童生徒の生命、身体その他人権を尊重した指導を行っていること。

4 相談・指導等職員について

- (1) 相談・指導等に当たる職員が、児童生徒の教育に理解を有するとともに、不登校への支援について、知識又は経験を持ち、その指導に熱意を有していること。
- (2) 施設でカウンセリング等を行うに当たっては、教育学、心理学、精神医学等に関する資格その他のカウンセリング等を行うにふさわしい資格を有し、かつ、専門家としての経験を備えた職員が対応するよう努めていること。

5 施設・設備について

不登校児童生徒の相談・指導等を実施するに当たって支障のない程度の施設・設備を有していること。

付 則

このガイドラインは、令和8年3月24日から施行する。